

住宅改修受領委任払いの流れ

1 介護保険住宅改修受領委任払い取扱事業者の登録

次の2つの条件を共に満たした事業者が登録の対象です。

- ① 横浜市が主催する住宅改修に関する研修を受講した事業者
- ② 介護保険住宅改修費等申請・受領委任払いについての承諾書等を提出した事業者
研修を受講し、承諾書等を提出すると、4月に受領委任払い取扱事業者名簿に登録されます。

2 要介護者等からの依頼

住宅改修を希望する要介護者または要支援者（以下、要介護者等）は、住宅改修事業者を選び、直接住宅改修を依頼します。

横浜市が特定の住宅改修事業者を推奨することはありません。要介護者等は、横浜市ホームページ、または各区役所高齢・障害支援課、保険年金課窓口で住宅改修受領委任払い取扱事業者名簿を閲覧し、参考とすることができます。

3 ケアマネジャー等への事前相談

要介護者等の介護サービス利用調整は居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）が行っています。要介護者等の心身状況、住宅状況を勘案し、どのような住宅改修が必要かについて、要介護者等のケアマネジャーに相談してください。ケアマネジャーが「住宅改修が必要な理由書」を作成します。

要介護者等が居宅介護支援事業者と契約していない場合は、各区役所高齢・障害支援課に相談してください。

4 工事着工前届出

工事内容が決まったら、工事着工前に必要な書類を各区役所保険年金課に提出してください。内容を確認後、「住宅改修に関するお知らせ」を受領委任払い登録事業者宛に送付します。

5 施工

必ず「住宅改修に関するお知らせ」が届いたのを確認し、事前に提出した内容で改修工事を行ってください。

6 工事完了後申請・受領委任払い

工事完了後に必要な書類を区役所保険年金課に提出し、保険給付手続きを行います。給付費は、申請を受理してから約1～2か月後に事業者の口座に振り込まれます。

詳細は研修会でご説明します。

※介護保険住宅改修の手続きについては下記ホームページでもご確認いただけます。

トップページ > 事業者向け情報 > 分野別メニュー > 福祉・介護 > 高齢者福祉・介護
> 事業者指定・委託等の手続き > 各種申請関係：介護保険住宅改修費について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/jyutakukaishu.html>